

野々市市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 25 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典

野々市市監査委員 大 東 和 美

行政監査報告書
「公用車の使用、管理及び安全対策について」

令和2年5月

野々市市監査委員

〈目次〉

第1	行政監査のテーマ	1
第2	選定理由	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部局	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の着眼点	1
第8	監査の結果	2
	着眼点別の監査結果	
1	公用車は効率的で経済的な管理運用がなされているか	2
2	公用車における交通安全対策は徹底されているか	3
3	自家用車の公務使用は適正に行われているか	3
第9	監査の結果に添える指摘事項及び意見	4

〈資料編〉

資料1 野々市市における運用状況

1	公用車の保有状況について	5
2	稼働状況について	12
3	維持管理の状況について	18
4	自家用車の公務使用状況について	22
5	事故発生状況及び安全対策について	26
資料2	行政監査対象部署	28
資料3	行政監査対象車両	29
資料4	公用車保有状況	30
資料5	公用車稼働状況	33
資料6	維持管理費の状況	36
資料7	安全対策、公用車運転日誌の有無、日常点検の状況、予約の方法	39
資料8	E T C、カーナビ、ドライブレコーダーの搭載	43
資料9	予約システムを全予約に利用している車両における部署別公用車予約の状況	46
資料10	中央監視室における鍵返却時の予約修正の状況	49
資料11	野々市市公用車管理規程	51
資料12	公用車購入基準	54
資料13	野々市市職員等旅費条例（第4条、第6条、第7条 抜粋）	55

第1 行政監査のテーマ

「公用車の使用、管理及び安全対策について」

第2 選定理由

本市では、本庁及び出先機関に公用車を配置しており、維持管理費等として多くの経費を必要とすることから、効率的で経済的な管理運用が求められる。

また、公務中の交通事故を防ぐために交通安全対策の徹底が求められる。

そこで、公用車の使用、管理及び職員の交通安全対策の状況等について検証を行い、今後の公用車のあり方等の改善につなげることを目的とする。

第3 監査の対象

公用車ごとの詳細な情報については、平成30年度に市が管理するバス、普通乗用自動車、小型乗用自動車、軽貨物自動車、軽乗用自動車、小型貨物車、特殊自動車等の公用車69台のうち、職員が運転する公用車47台を対象とした。対象としない車両には、コミュニティバスのつてい、消防団が使用する消防車、除雪車等が含まれる。対象とする公用車の保有状況は平成26年から平成30年度までの5か年、公務中の交通事故状況については平成29年度及び平成30年度の2か年の状況を調査した。また、平成30年度以降（予定を含む）の職員の交通安全対策への取り組み、職員の自家用車公務使用許可申請等の状況、自家用車の公務使用状況等を調査した。

第4 監査の対象部局

全課（室・局）及び出先機関

第5 監査の期間

令和元年12月16日から令和2年5月25日

第6 監査の方法

全課（室・局）及び出先機関を対象とし、公用車の保有状況や稼働状況、自家用車の公務使用状況、事故防止に向けた取組、自家用車公務使用許可申請等の状況等について書面調査を実施し、必要な場合は説明を求めた。

第7 監査の着眼点

- （1）公用車は効率的で経済的な管理運用がなされているか
- （2）公用車における交通安全対策は徹底されているか
- （3）自家用車の公務使用は適正に行われているか

第8 監査の結果

全課（室・局）及び出先機関から提出された調査票、別途石川県内他市町の協力を得て実施した調査の回答等から実態の把握と問題点の検証を行った。

公用車について、取得費用（行政監査対象車両からリース・寄付・貸与により保有している車両を除いた44台の総購入費84,788千円）や維持管理費（平成30年度年間12,878千円）等の公用車に必要な経費の把握、効果的な管理運用が行われているか、自家用車を公務使用する場合を含めて公務中の交通事故を防ぐために交通安全対策は徹底されているかという観点から実施したものである。

着眼点別の監査結果

1 公用車は効率的で経済的な管理運用がなされているか

（1）公用車の保有状況

各車両の登録年月日からほとんど毎年一定数の車両を更新しているが、維持管理費は取得費用よりも安価であることから、公用車購入基準の見直しや、十分に運転することができて業務に使用しても問題のない車両については廃車を見送り、すでに専用公用車が配置されている部署においても使用頻度の高い部署には、改めて専用公用車の配置を検討されたい。

（2）公用車の稼働状況

本報告書では、全ての職員が利用できる共用公用車に適用されており、ほとんど全ての職員が状況を把握しやすい職員向けポータルサイトにおける設備予約を以下、予約システムということとする。予約システム上、共用公用車15台における平均稼働率は104.5%と非常に高いことから、直前の予約は取り難い状態である。職員全体で予約は可能な限り細やかに行うという意識を共有するだけでも、より効率的に使用できるのではないかな。

（3）維持管理費の状況

効率的な維持管理のために、使用課の協力を得て公用車の稼働状況や維持管理費の見える化を図られたい。

（4）公用車運転日誌の有無

公用車運転日誌のない車両がみられた。今後は、保存年限を統一し、配置を徹底したうえで適正な運行管理に努められたい。

（5）予約の方法

公用車で職員向けポータルサイトにおける設備予約に登録していない車両がみられた。早急に対処を統一されたい。

2 公用車における交通安全対策は徹底されているか

(1) ドライブレコーダー搭載の状況

行政監査対象車両 47 台のうちドライブレコーダー搭載車は 8 台 (17.0%)、共用公用車においては 5 台 (10.6%) である。万が一の事故発生時には真実を記録する必要があることから、ドライブレコーダーは早急に全ての公用車に搭載していただきたい。

(2) 日常点検の状況

日常点検は安全運転を行ううえで重要である。職員の裁量によるものとせず、公用車運転日誌の記載内容を検討し点検項目を明らかにして実効性のある適切な点検に努められたい。

(3) 職員への交通安全対策の取組状況

今後も機会をとらえて交通事故防止、安全運転の励行に取り組むとともに、職員一人一人は安全運転の意識を十分に自覚していただきたい。

3 自家用車の公務使用は適正に行われているか

(1) 自家用車の公務使用状況

経費削減に有効な仕組みではあるが、業務の内容によっては自家用車の公務使用は相応しくない業務もあるため、全庁的に浸透させることは難しい。しかし、公用車の配置されていない庁舎外の部署においては自家用車の公務使用をせざるを得ない状況になっている。自家用車の公務使用は庁舎外の部署に圧倒的に多いことから、公用車の配置や、配置できないのであれば外出が必要な業務は庁舎内の部署が担う別の仕組みが必要である。

(2) 自家用車の使用承認の基準

経過年数、総走行距離、タイヤの状態等、自家用車の整備状況は個人の裁量により管理されている。どのように確認するのか、適切な確認ができるように具体的な事項を職員に示す必要がある。

(3) 旅費の支払いについて

旅費の支払いについては、積算する期間及び方法を明確に統一し、支払いを徹底されたい。

第9 監査の結果に添える指摘事項及び意見

＜指摘事項＞

保存年限を統一したうえで記載内容、記載方法について検討を行い、公用車運転日誌の配置を徹底されたい。

＜意見＞

公用車購入基準を見直し、すでに専用公用車が配置されている部署を含めて使用頻度の高い部署への専用公用車の配置を検討されたい。

自家用車の公務使用の仕組み、車賃の額及び積算方法について改めて検討されたい。

早急にドライブレコーダーを全車両に搭載されたい。